

9 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等に関する調

区 分		数 量 ・ 件 数 (k l)
引 取 数 量 ①		190,647
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		57,191
差 引 ①－② ③		133,456
欠 減 量	特 約 業 者 分 1/100	1,194
	元 売 業 者 0.3/100	42
	計 ④	1,236
課 税 標 準 量 ③－④ ⑤		132,220
申 告 納 付 等 の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 144 の 2 ③)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量 (法 144 の 2 ④)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量 (法 144 の 2 ⑤)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量 (法 144 の 3 ① V)	0
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	0
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 輸 入 量 (法 144 の 3 ① VI)	0
	そ の 他	5,632
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	5,125
	計 ⑥	5,632
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 の 計 ⑦	5,125
課 税 標 準 量 ⑥－⑦ ⑧		507
合 計 ⑤＋⑧		132,727

区 分			数 量 ・ 件 数 (件)
特 別 徴 収 義 務 者 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0
		登 録 数	17
		事 務 所 等 の 数	4
	特 約 業 者	本 店 の 数	48
		登 録 数	106
		事 務 所 等 の 数	218
	計	本 店 の 数	48
		登 録 数	123
		事 務 所 等 の 数	222
	仮 特 約 業 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0
等	そ の 他 の 者	本 店 の 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1 「欠減量」とは、軽油の引取りの際に物理的に霧散してしまうとされる軽油の数量をいう（法144の14③）。
- 2 「その他」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量（法144の2⑥）、特約業者の自己消費（法144の3①Ⅰ）、元売業者の自己消費（法144の3①Ⅱ）、免税軽油の譲渡（法144の3①Ⅲ）、免税軽油の用途外使用（法144の3①Ⅳ）によりみなす課税された軽油及び免税軽油の不正受給（法144の22④（法144の25⑤の準用含む））により課税された軽油の合計数量をいう。
- 3 「その他」の欄のうち「課税対象とならない数量」とは、特別徴収義務が消滅したときの所有量から控除された数量（法144の2⑥）、特約業者の自己消費（法144の3①Ⅰ）及び元売業者の自己消費（法144の3①Ⅱ）によりみなす課税された軽油から控除された数量の合計数量をいう。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油に関する調

[illegible]

区 分			免 税 軽 油 使 用 者 数 等 ①	数 量 ② (k l)	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
					件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)	件 数	税 額 (千円)
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	五 号 の 関 係	鉱物の採掘事業	21	3,554	1	103	0	0	0	0	0	0
		とび・土工工事業	3	33	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉱さいパラス製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		港湾運送業	6	215	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉庫業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄道貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄道貨物積卸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		航空運送サービス業	4	48	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃棄物処理事業	7	101	0	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体の長の許可等を受けた者	4	94	0	0	0	0	0	0	0	0
		国土交通大臣の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		木材加工業	33	647	0	0	0	0	0	0	0	0
		木材市場業	7	188	0	0	0	0	0	0	0	0
		パーク堆肥製造業	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0
		索道事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計 ⑧			2,250	28,034	9	900	0	0	0	0	0	0
法附則第十二条の二の七第五項関係 ㉔			0	0								
法附則第十二条の二の七第六項関係 ㉕			0	0								
アメリカ合衆国軍隊関係 ㉖			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ㉗			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨			2,270	57,191	9	900	0	0	0	0	0	0